

剪定枝等の廃棄物の処理に関する特記仕様書（街路樹版）

横浜市道路局
平成~~31~~令和2年4月改定

本委託の実施に当たっては、受託者は本市が推進している廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等の理念を理解したうえで、本委託から排出される剪定枝（枝葉）、伐採木（幹、根株）、刈草、落ち葉等の一般廃棄物（以下、剪定枝等という。）を、法令及び仕様書の各項目を遵守し、適正に処理するものとする。

1 適用範囲

この仕様書は、街路樹の維持業務委託において発生する、剪定枝等の処理を行う場合に適用する。

2 剪定枝等の処理の原則

- (1) 剪定枝等の処理は、土砂、空き缶、ビニール、吸い殻などのごみ等が混入しないよう作業現場で分別し、適正に行うものとする。
- (2) 剪定枝等は施設が受入可能な規格に解体し、規格外のものが混入しないようにする。
- (3) 剪定枝等の処理先は原則として次のとおりとし、決定にあたっては事前に監督員と協議すること（別紙1参照）。

ア 剪定枝・伐採木（枝葉・幹、根株）

- (ア) 指定土木事務所については、「横浜動物の森公園 緑のリサイクルプラント」（別紙2(1)参照）へ搬入し、施設の稼働停止等によりやむを得ず搬入できない場合は市内の一般廃棄物処理許可施設（別紙2(2)参照）へ搬入する。
- (イ) 指定区以外の土木事務所については、市内の一般廃棄物処理許可施設（別紙2(2)参照）へ搬入する。また、幹材（規格外）や根株等（規格外）については、可能な限り「横浜動物の森公園 緑のリサイクルプラント」（別紙2(1)参照）へ搬入する。
- (ウ) 上記施設の稼働停止等によりやむを得ず搬入出来ない場合は、「資源循環局 焼却工場」（別紙3参照）へ搬入する。

イ 刈草・落ち葉等

- (ア) 指定土木事務所については、可能な限り「横浜動物の森公園 緑のリサイクルプラント」（別紙2(1)参照）へ搬入し、搬入困難な場合は市内の一般廃棄物処理許可施設（別紙2(2)参照）、又は「資源循環局 焼却工場」（別紙3参照）へ搬入する。
 - (イ) 指定区以外の土木事務所については、市内の一般廃棄物処理許可施設（別紙2(2)参照）又は「資源循環局 焼却工場」（別紙3参照）へ搬入する。
- (4) 剪定枝等の処理にあたっては、各処理施設が定める「受入品目」や受入条件を確認して処理するものとする。
 - (5) 各施設の利用に際しては、副申書等必要な書類を作成し、手続きをすること。

3 その他

- (1) その他の一般廃棄物、産業廃棄物の処理
 - ア 上記2以外の可燃性の一般廃棄物は、「資源循環局 焼却工場」（別紙3参照）へ搬入する。
 - イ 現場から発生した産業廃棄物の取り扱いについては、監督員と協議すること。
- (2) 廃棄物等の処理に関して疑義のある場合は、必ず監督員の確認を受けること。
- (3) 各施設の利用方法等は別紙2、3を参照のこと。なお、各施設の処理手数料や利用方法等については変更される場合があるので、必ず事前に各施設又は所管課に確認の上、搬入すること。

1 街路樹維持業務委託から排出される廃棄物の処理方法

(1) 指定土木事務所（保土ヶ谷、旭、港北、緑、青葉、都筑、瀬谷の7区）

廃棄物の種別		一般廃棄物（事業系ごみ）			産業廃棄物	備考 （廃棄物が発生する主な作業内容）
処理・処分先		緑のリサイクルプラント	一般廃棄物処理許可施設	資源循環局焼却工場	産業廃棄物処理許可施設	
枝葉・幹	規格内	◎	○	△	× （産業廃棄物に該当しないため搬入不可）	剪定、刈込、伐採
	規格外			×		
根株	泥なし	◎	○	×		× （産業廃棄物に該当しないため搬入不可）
	泥付き	×				
刈草、落ち葉等		◎ (※)	○	○		

【凡例】◎：搬入可（第1優先。ただし、※は可能な限り優先）

○：搬入可（第2優先）

△：条件付き搬入可（上記◎・○の施設へ搬入できない場合に限る）

×：搬入不可（受入していない）

(2) 指定区以外の土木事務所

廃棄物の種別		一般廃棄物（事業系ごみ）			産業廃棄物	備考 （廃棄物が発生する主な作業内容）
処理・処分先		緑のリサイクルプラント	一般廃棄物処理許可施設	資源循環局焼却工場	産業廃棄物処理許可施設	
枝葉・幹	規格内	×	○	△	× （産業廃棄物に該当しないため搬入不可）	剪定、刈込、伐採
	規格外	◎		×		
根株	泥なし	◎	○	×		× （産業廃棄物に該当しないため搬入不可）
	泥付き	×				
刈草、落ち葉等		×	○	○		

【凡例】◎：搬入可（可能な限り優先）

○：搬入可

△：条件付き搬入可（上記◎・○の施設へ搬入できない場合に限る）

×：搬入不可（受入していない）

2 剪定枝等の処理施設の利用方法

(1) 横浜動物の森公園 緑のリサイクルプラント

施設名	横浜動物の森公園 緑のリサイクルプラント
所在地	旭区上白根町1442-5 横浜動物の森公園内 (よこはま動物園ズーラシアに隣接、保土ヶ谷バイパス「下川井インター」から3.1km)
所管課	環境創造局 公園緑地管理課 671-3847 公園緑地維持課 671- 3950 3848
施設管理者	横浜市グリーン事業協同組合
搬入手続き先	横浜市グリーン事業協同組合 958-3028
受入対象	公園・街路樹の維持管理委託から発生した一般廃棄物の樹木剪定枝、刈草等(指定事務所(※)のみ搬入可。なお、規格外の太枝・伐採材等や、泥を落とした根株は、全土木事務所から搬入可能です。)
受入剪定枝等の搬入時の条件	(規格内) 1 幹材：直径30cm未満 かつ 長さ2.5m未満 2 根株：根張り30cm未満 ・種類別(刈草、剪定枝、竹・シュロ、幹材、根株)に分けて搬入すること ・規格外は別途料金にて受入可能 (その他詳細は下記 Webサイト ウェブページ を参照)
受入樹種の制限と注意事項	受入樹種の制限は、特になし (針葉樹、刈草、刈芝、落ち葉、シュロ、竹なども可) ・根株は土を落として搬入すること ・腐敗した樹木、松の枯損木は受け入れ不可 ・土砂、空き缶、ビニール、吸い殻など、植物発生材以外のゴミ等が混入したものは受け入れ不可 ・一部でも規格外の物が混載している場合は全て規格外料金 * 施設の稼働状況について確認の上、監督員の指示に従ってください。
処理手数料	下記 ウェブ サイト ページ で確認してください
休業日	土曜日、日曜日、祝日、ゴールデンウィーク期間(平日含む)、 年末年始(12月29日から1月4日)
受入時間	8: 00 30 ~12:00、13:00~ 18:00 17:30
ウェブ サイト ページ	http://y-greenkk.jp/green/jigyousya/index.html

※ 指定土木事務所：保土ヶ谷、旭、港北、緑、青葉、都筑、瀬谷(7区)

(2) 木くずなどを取り扱う横浜市一般廃棄物処理業許可業者の処理施設

横浜市一般廃棄物処分業許可業者は、横浜市の [ウェブ](#) [サイト](#) [ページ](#) を参照ください。

なお、施設により受入可能なものの種別、規格が異なりますので御注意ください。

- ◇ 横浜市一般廃棄物処理業許可業者一覧(取扱い廃棄物の種類に注意)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunjabetsu/gomi-recycle/ippan/kyoka.html>

- ◇ 3R夢 リサイクルを進めよう!

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunjabetsu/gomi-recycle/ippan/3r/recycle.html>

→ページ内項目「木製のごみ(木くず)のリサイクル」に記載のリンク先「木製廃棄物のリサイクルのお問い合わせ先」の中に、「横浜市内での木くずなど一般廃棄物のリサイクル施設一覧」があります。

3 一般廃棄物（可燃性）の処理施設の利用方法

施設名	資源循環局 焼却工場		
	名称	所在地	受付窓口電話番号
	鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1	521-2191
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1	784-9711
	旭工場	旭区白根二丁目8番1号	953-4851
	都筑工場	都筑区平台27番1号	941-7911
搬入手続き先	資源循環局 事務所		
	名称	所在地	受付窓口電話番号
	鶴見事務所	鶴見区小野町39	502-5383
	神奈川事務所	神奈川区千若町3-1-43	441-0871
	西事務所	西区浜松町11-4	241-9773
	中事務所	中区錦町11-2	621-6952
	南事務所	南区睦町1-1-2	741-3077
	港南事務所	港南区港南台8-4-41	832-0135
	保土ヶ谷事務所	保土ヶ谷区狩場町355	742-3715
	旭事務所	旭区白根2-8-1	953-4811
	磯子事務所	磯子区新磯子町6	761-5331
	金沢事務所	金沢区幸浦2-2-6	781-3375
	港北事務所	港北区大豆戸町1238	541-1220
	緑事務所	緑区長津田みなみ台5-1-15	983-7611
	青葉事務所	青葉区市が尾町2039-1	975-0025
	都筑事務所	都筑区平台27-2	941-7914
	戸塚事務所	戸塚区川上町415-8	824-2580
	栄事務所	栄区上郷町1570-1	891-9200
	泉事務所	泉区和泉町5874-14	803-5191
	瀬谷事務所	瀬谷区二ツ橋町548-2	364-0561
受入対象	可燃性の一般廃棄物（下記のものを除く）		
受入廃棄物の制限と注意事項	<p>次のものは受け入れ不可（搬入禁止物）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 資源化可能な古紙 2 産業廃棄物（「横浜市が処分する産業廃棄物」（告示第390号）に記載された産業廃棄物は除く） 3 特定家庭用機器廃棄物（特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定するもの） 4 焼却不適物 <ol style="list-style-type: none"> (1) 不燃物 (2) 液体 (3) 大量の粉末 (4) 直径20cm以上のもの (5) 長さ50cm以上のもの（破砕機を使用する場合は300cm以上のもの） (6) 焼却設備に損傷を与えるおそれがあるもの (7) 感染性廃棄物、毒物・劇物（毒物及び劇物取締法第2条に規定するもの） (8) 動物の死体（駆除又は遺棄動物の死体を除く） <p>※ 長さ50cm以上300cm未満のものについては、破砕機を使用すれば搬入可能（直径20cm以上のものは、細かく切断する必要あり）</p>		

(次ページに続く)

受入廃棄物の制限と注意事項	<p>※ 金沢工場には破砕機がありません。</p> <p>※ 各工場の稼働状況について工場に確認の上、監督員の指示に従ってください。</p>
処理手数料	上記各資源循環局事務所、又は焼却工場へお問合せください。
休業日	日曜日、年末年始
営業時間（事務所）	8:00～16:45
営業時間（工場）	原則 8:00～12:00、13:00～15:15（各工場により異なりますのでお問い合わせください）